

# 私設消防隊等防火防災訓練等の指導及び合同訓練実施要綱

昭和56年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、私設消防隊等の参加による防火防災訓練等の実施について必要な事項を定め、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

(防火防災訓練等の範囲)

第2条 この要綱において防火防災訓練等（以下「訓練」という。）とは、消防本部が主催又は関与する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防火訓練（通報、初期消火、救護、避難誘導）
- (2) 防火、普通救命（救急法）講習会
- (3) 水防訓練
- (4) その他防災を目的とした訓練

(私設消防隊等)

第3条 この要綱による私設消防隊等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 女性防火クラブ（女性消防隊）
- (2) 少年消防クラブ（3）市内地区自治会
- (4) 防火重点地域の私設消防隊
- (5) 周辺地域の私設消防隊
- (6) 地区子供育成会（7）婦人会、青年団
- (8) その他訓練参加の一般住民

(訓練の指導依頼)

第4条 訓練を実施しようとする私設消防隊等は、訓練計画を立案し防火防災訓練実施計画書（第1号様式）を作成して事前に消防長に提出するものとする。

この場合において訓練の実施について消防機関の指導を必要とするときは防火防災訓練指導依頼書（第2号様式）を別に提出するものとする。

(訓練の指導)

第5条 前条の規定による防火防災訓練実施計画書等の提出があったときは、消防長は訓練指導責任者を充て私設消防隊等の代表者と訓練の内容、事故防止について協議のうえ訓練の指導を行うものとする。

(合同訓練の実施)

第6条 消防機関と私設消防隊等が合同による訓練を実施しようとするときは、消防本部は別に訓練計画を立案し私設消防隊等の代表者と調整のうえ実施するものとする。

(実施結果報告)

第7条 訓練を終了したときは、訓練指導責任者は当該訓練の実施状況について防火防災訓練実施結果報告書（第3号様式）により消防長に報告するものとする。

(事故報告)

第8条 訓練中に事故が発生したときは、前条によるほか事故の発生状況を直ちに口頭により消防長に報告するものとし、事故発生状況報告書（別紙）を作成し提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

防火防災訓練実施計画書

年 月 日	
(宛先) 防府市消防長	
訓練団体名 代表者住所 氏 名	
実施日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
場 所	
訓練種目	・ 通報 ・ 初期消火 ・ 避難誘導 ・ その他
参加予定 人 員	
	計 人
使用器具	
実施要領	1 訓練想定
	2 活動内容等

第2号様式

防火防災訓練指導依頼書

年 月 日

(宛先) 防府市消防長

訓練団体名  
代表者住所  
氏 名

防火防災訓練を別紙防火防災訓練実施計画書により実施したいので、消防本部の訓練指導員の派遣方を下記のとおり要請します。

記

1 派遣希望日時及び人員 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分  
訓練指導員 人

2 指導を受ける種目

- ・ 通報
- ・ 初期消火
- ・ 避難誘導
- ・ その他

3 その他

第3号様式

防火防災訓練実施結果報告書

年 月 日					
防府市消防長 様					
所属・職 氏 名					
実施日時		月 日 時 分 ~ 時 分			
場 所					
参 加 者	訓練団体名				
	責任者名		消 防 機 関	署 所 名	
	参 加	参加 人		指 揮 者	
	人員内訳	男性 人		出動人員	
女性 人		車 両			
実施状況					
指導概要					

## 事故発生状況報告書

被害者	住所	(〒 )		男・女
	氏名		生年月日	T S 年 月 日 H
事故概要	発生日時	年 月 日 時 分ごろ		
	発生場所			
	原因状況 (詳しく 記載)			
受傷後の処理病院への移送方法、収容病院				
被害者の勤務先	所在地			
	名称	所属、職種		